

告 示

埼玉県春日部県税事務所長告示第二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十八年十一月十一日

埼玉県春日部県税事務所長 富田 俊治

氏名又は名称	株式会社タガヤ
代表者の氏名	代表取締役 多ヶ谷三千男
主たる事務所又は事業所の所在地	埼玉県さいたま市岩槻区本町四丁目三番三号
指定取消年月日	平成二十八年十月三十一日